

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

分野別提案・要望

分野5 暮らしと地域を豊かにする分野

■ I T を活用した県民生活の利便性の向上

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

県担当課：情報システム課

本県では、超高速ブロードバンドサービスの未提供地域、携帯電話の不感地帯及び地上デジタル放送共聴施設の維持負担の問題が存在しており、これらを要因とした情報通信分野における地域間格差の解消等が課題となっている。

また、本県及び県内市町村を含め地方公共団体においては、社会保障・税番号制度の導入に当たり、関連するシステムの改修や運用テスト、マイナンバーカード交付事務等への対応が課題となっている。

1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消

【総務省】

「世界最高水準 I T インフラ環境の確保」の実現のための基盤整備に当たっては、地方自治体に新たに財政負担を求めることなく、民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

また、市町村等が公設民営方式により整備した光ファイバ網については、整備主体の運営、更新費用に係る財政負担を軽減するため、民間事業者に無償譲渡し当該事業者の責任で運営、更新できる措置を講ずること。

◆現状・課題

- 「世界最先端 I T 国家創造宣言」(2015 年 6 月閣議決定)において、「世界最高水準 I T インフラ環境の確保」を実現するべく「離島などの不採算地域においても、地域の特性を踏まえつつ、高速ブロードバンド環境の整備・確保を図る」ことを目標としている。
- 現在、光ファイバを中心とした超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は、全国平均で 99.9%と利用環境の改善が図られているが、条件不利(不採算)地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。
- また、総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した市町村等においては、施設の保守・管理費用や耐用年数経過後の更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっているが、これらの費用負担に対する支援制度がないのが現状である。

◆提案・要望の具体的内容

- 未整備地域の残る市町村が公設民営方式により光ファイバ網を整備する場合、国の財政上の支援措置を活用しても事業費の 3 分の 2 の負担が必要であり、現下の財政事情(他に優先すべきインフラ整備があることなど)を考慮すれば自前による整備は困難なことから、「世界最高水準 I T インフラ環境の確保」を実現するための基盤整備に当たっては原則に立ち返り、民間事業者による整備手法を講ずること。
- 公設民営方式による整備後の保守・管理費用や耐用年数経過後の更新費用に対する国の支援制度がない現状を踏まえ、今後、「世界最高水準 I T インフラ環境の確保」の実現を見据えた負担のあり方を検討すること。

2 携帯電話不感地帯の解消

【総務省】

携帯電話不感地帯の解消を図るため、民間事業者を主体とした既存の支援制度を拡充するとともに、新たな財政支援制度を創設すること。

また、トンネルや緊急輸送道路における携帯電話不感地帯の解消を図るため、民間電気通信事業者の負担軽減を図ること。

◆現状・課題

- ・ 居住地における携帯電話不感地帯は解消が進んできているが、地理的に条件不利な地域の世帯数が10戸に満たないような小さな集落や、非居住地にあっても多くの人が訪れる観光地などについては、携帯電話不感地帯の解消が進んでいない現状がある。
- ・ 道路や鉄道については、高速道路、主要国道及び東海道新幹線等主要路線を除き、多くのトンネルにおいて携帯電話不感地帯となっているほか、地震等の大規模災害時の緊急輸送を円滑に行うために指定する緊急輸送道路においても、一部で携帯電話不感地帯が残されている。
- ・ 地理的に条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合には、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）があるが、小集落等については民間電気通信事業者の採算性の問題からエリア化（当該事業による基地局施設の整備）が進んでいない現状がある。携帯電話の不感地帯を放置することは、救助や救援に支障を来すおそれがあり、国民の安全を脅かすものであるため、早期に解消が図られる必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するための支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。
- ・ 不採算地域への携帯電話基地局の整備や維持管理に係る費用へのユニバーサルサービス制度の適用を検討すること。
- ・ トンネルや緊急輸送道路における携帯電話不感地帯の解消のため、地域の実情に応じた優先度に配慮し、整備計画の策定などの対策を講じるとともに、携帯電話基地局の維持管理に係る費用への支援や民間電気通信事業者が設備投資を行うに当たっての負担軽減を図ること。

3 地上デジタル放送共聴施設の維持管理の支援 【新規】

【総務省】

地上デジタル放送の難視対策は、国と放送事業者が主体となって住民及び地方公共団体を支援すべきであり、共聴施設の維持管理についても、住民及び地方公共団体に過剰な負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 地上デジタル放送の難視対策は、デジタル混信対策及び福島原発避難指示区域における対策を除き、平成 27 年 3 月で完了したところである。このうち、共聴施設による対策は、住民及び地方公共団体が主体となって実施し、国と放送事業者が共聴施設の新設・改修を支援することとされてきた。
- ・ 国では無線システム普及支援事業費等補助金により、原則として、新設は補助対象経費の 2/3、改修は補助対象経費の 1/2 に相当する額を補助してきたところである。また、日本放送協会においても、自主共聴組合のデジタル化改修について、加入世帯の負担額に対し助成を行ってきた。
- ・ 一方、共聴施設の維持管理については国や放送事業者による支援措置がなく、住民及び地方公共団体に過剰な負担となっているため、早急な対応を必要としている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 共聴施設の維持管理について、住民及び地方公共団体に負担とならないよう、新たな支援措置を創設すること。

4 社会保障・税番号制度への確実な対応

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることから、当該制度の導入・運用に必要な経費については、地方公共団体の負担とならないよう財政措置を講じること。また、国民や企業に対して、実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 番号制度の導入に当たり地方公共団体に必要となる中間サーバー及び統合宛名システムの整備に係る経費や、関連する既存業務システムの改修等に係る経費については、おおむね国庫補助金が手当てされたが、補助対象経費が限定されており、データクレンジングなど導入に対応するために必要不可欠な作業について補助対象となっていない。
- ・ 運用経費についても一部地方交付税措置がなされるが地方公共団体の負担は大きく、今後制度の対象となる事務が増加した場合のシステム改修等に係る負担についても、明確な方向性が示されていない。
- ・ 市町村におけるマイナンバーカード発行に係る事務についても、補助対象とされない経費があり、負担となっている。
- ・ また、地方公共団体内部において情報を連携する機能（庁内連携機能）については、当初の方針に反して中間サーバーにおいて保持しないとされたことから、地方公共団体の負担で新た

なシステムを構築・運用しなければならない。

- さらに、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえた総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成27年12月25日）において、高レベルのセキュリティ対策が求められており、一部経費については国庫補助の対象とされているものの、実質的な地方公共団体の負担額は大きい。また、都道府県は市町村への支援に努めるよう強く求められているが、法令等に明確な位置付けがない。
- 企業における番号制度への対応の遅れが指摘され、情報漏えいや不正利用に対する国民の不安も依然として大きい。国民や企業に対する制度の周知がまだ不十分である。

◆提案・要望の具体的内容

- 番号制度に係るシステムの導入に当たり、データクレンジングなど必要不可欠な作業について広く補助対象経費とすること。
- セキュリティ強化対策やマイナンバーカードの発行に係る費用についても補助対象経費の拡大を図るなど、制度を進めるに当たり地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- 機関内での情報連携を実現させる庁内連携機能について、国が責任をもって中間サーバーに保持させることとし、既に自らの負担において開発した地方公共団体に対しては、その開発に係る経費を速やかに手当てすること。
- 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を進めるに当たり、国、都道府県及び市町村の権限や役割を明確にすること。
- 国民や企業に対し、周知や広報を含め、それぞれの実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと。

■ 快適で魅力あふれるまちづくり

【財務省、国土交通省】

県担当課： 用地課、道路環境課、市街地整備課
公園スタジアム課

本県は都市のにぎわいと田園のゆとりを併せ持つ魅力ある県である。今後想定される人口減少社会を見据えると、更に魅力を高め、活力ある県土づくりを進めていく必要がある。

そこで、都市基盤の整備や景観に配慮したまちづくりや住民主体の住環境の整備への支援などを進めることにより、快適で魅力あふれるまちづくりを進めることが求められている。

また、市街地の防災性向上のため、公共空間の確保や建築物の不燃化といった市街地整備を行うための財源を確保する必要がある。

その他、公共事業の効果を早期に発揮させるため、用地取得に当たって代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を引き上げることも求められている。

1 土地区画整理事業の推進

【国土交通省】

快適で魅力あふれるまちづくりを進めるため、土地区画整理事業の推進のために必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 地価の低迷や厳しい財政状況の下、事業財源の確保が困難になり、事業期間の長期化や、借入金の返済が難しくなっている。このため、事業効果を早期に発揮するため、国による財政支援の拡充が不可欠である。
- 土地区画整理事業の施行状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	地区数	面積
施行中地区	122 地区	5,216.0 ha
施行済地区	446 地区	19,130.0 ha
合計	568 地区	24,346.0 ha

※事業施行中の地区数、面積とも全国 1 位

- つくばエクスプレス沿線地域においては鉄道整備と一体的に進めており、平成 17 年 8 月の鉄道開業を受け、一層の駅周辺の整備推進が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- 土地区画整理事業では、道路、公園等の公共施設と宅地を一体的に整備して、安全・快適・魅力あふれるまちづくりを進めている。土地区画整理事業の推進のために必要な財源を確保すること。

2 市街地再開発事業の推進

【国土交通省】

都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進めるため、市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、昭和 40 年代以降の急激な人口流入などにより、市街地環境の悪化、災害危険性の増大などの問題が発生している。
- ・ また、中心市街地の人口の空洞化、既存商店街の活力の低下などが大きな問題となっている。

○市街地再開発事業の施行状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	地区数	面積
施行中地区	8 地区	13.2 ha
施行済地区	52 地区	70.1 ha
合計	60 地区	83.3 ha

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進め、また、被災時対策（帰宅困難者対策など）やエコ施策においても役割が期待される市街地再開発事業の推進のため、財政的支援を拡充するなど必要な財源を確保すること。

3 都市公園事業の推進

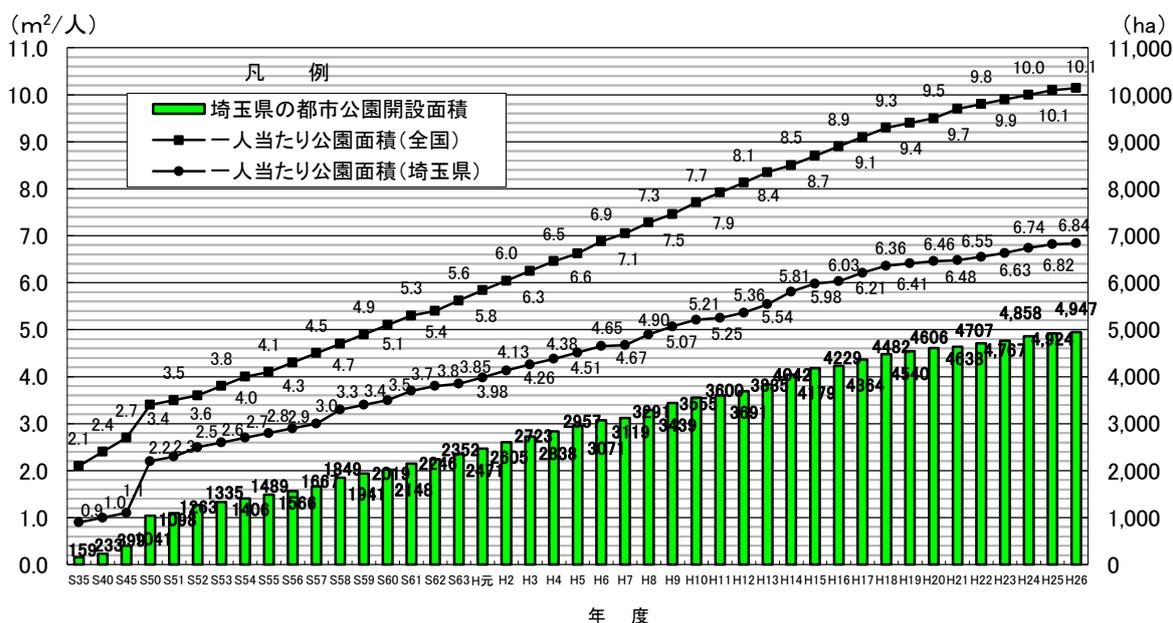
【国土交通省】

生活に潤いと安らぎを与えると同時にスポーツ・レクリエーションなどの憩い場となり、災害時には避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 本県の都市公園面積は、全国5位（平成26年度末）となっているものの、1人当たり公園面積は、全国平均を大きく下回る状況となっている。

○都市公園面積・1人当たり公園面積推移



◆提案・要望の具体的内容

- 都市公園は生活に潤いと安らぎを与えると同時にスポーツ・レクリエーションなどの憩い場となり、また、災害時には避難地や防災活動拠点にもなる。都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- ラグビーワールドカップ2019の会場である熊谷ラグビー場及び東京2020オリンピック競技大会のサッカー会場となっている埼玉スタジアム2002については、大会開催に向けた施設整備及び改修に必要な財源を確保すること。

4 安全で快適な歩行空間の整備

【国土交通省】

高齢者や障害者等誰もが安心して利用できる安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な住環境整備のため、幅の広い歩道の整備、バリアフリー新法に基づく特定道路のバリアフリー化、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 高齢者をはじめとする交通弱者の安全な通行を確保するため、幅の広い歩道の整備を進める必要がある。

○歩道の整備状況（県管理道路） 平成 27 年 4 月 1 日現在

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,793.1 km	2,019.3 km	72.3%

※さいたま市管理分を除く。

○歩道整備率の推移（県管理道路）

H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
70.4%	70.7%	71.3%	71.6%	72.0%	72.3%

※さいたま市管理分を除く。

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路） 平成 27 年 4 月 1 日現在

歩道幅員 (m)	0.75 未満	0.75 以上 ～2.0 未満	2.0 以上 ～3.5 未満	3.5 以上	合 計
整備延長 (km)	773.8	340.5	1,161.8	517.0	2,793.1
比 率	(27.7 %)	(12.2 %)	(41.6 %)	(18.5 %)	(100 %)

※さいたま市管理分を除く。

- ・ バリアフリー新法に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化が特に必要な道路として平成 20 年 12 月に国土交通大臣が指定した特定道路について、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する必要がある。

○ 特定道路のバリアフリー化整備状況（県管理道路） 平成 27 年 4 月 1 日現在

特定道路の道路延長	整備延長	整備率
7.0 km	6.6 km	94.3%

※さいたま市管理分を除く。

- ・ 安全で快適な歩行空間の確保や地震等に対するライフラインの安全性や信頼性の向上を図るため、電線類の地中化を進める必要がある。

○ 電線類地中化の実施状況（県管理道路） 平成 27 年 4 月 1 日現在

埼玉県無電柱化推進計画の計画延長 (計画期間：H21～)	施行済延長	進捗率
39.8 km	11.8 km	29.6%

※さいたま市管理分を除く。

5 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引上げ

【財務省、国土交通省】

公共事業用地の取得を行う際の代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 公共事業用地の取得を行う際、土地所有者が補償金に代えて代替地を要望する例が非常に多い。
- ・ 公共事業の円滑な推進を図るためには、代替地の問題を解決することが必要となっているが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、代替地取得のあい路となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 代替地の確保を容易にすることによって、公共事業用地提供者の生活再建を促進し、もって公共事業の円滑な推進を図るために、代替地提供者に対する特別控除額を引き上げること。

6 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除

【財務省、国土交通省】

納税猶予の特例に係る農地を事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を免除すること。

◆現状・課題

- ・ 納税猶予の特例に係る農地については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税が猶予されている。
- ・ しかし、この特例の農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地等を取得しないときは、猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
- ・ そのため、この特例の農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の妨げとなっている。
- ・ こうした状況から、河川改修等に必要用地を取得できず、緊急性の高い災害防止対策工事の遅れにもつながっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 公共用地の取得は、相手方が買取りの申し出を拒む場合は、相手方の意志にかかわらず、事業施行者が収用することになるものであることから、収用該当事業により譲渡する場合は、贈与税又は相続税を全額免除する必要がある。
- ・ よって、納税猶予農地等の譲渡を行った場合の租税特別措置法上の贈与税又は相続税の全額免除を図ること。

■ 支え合いで輝く豊かな地域社会の形成

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

都市化や核家族化の進展を背景として、誰にも気付かれることなく死に至り、相当期間を経過した後に発見される、いわゆる孤立死が全国で発生している。

特に最近では、単身世帯だけでなく、稼働年齢層の方が同居していながら、家族ごと孤立死するという異例な事態も生じている。

これらの解決には、地域住民はもとより、日頃住民と密に接するライフライン事業者などの関係機関の協力が必要である。

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的としている。

実施主体である県社会福祉協議会のみならず、市町村社会福祉協議会及び民生委員の協力のもと、資金の貸付けから償還終了まで適切な運営を図る必要がある。

1 孤立死防止対策の充実

【厚生労働省】

地域住民やライフライン事業者などの関係機関が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合において自治体への通報をしやすくする環境づくりを更に進めること。

◆現状・課題

- 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- しかしながら、様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
- そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- 個人情報の保護に関する法律には、利用目的による制限（第16条）及び第三者提供の制限（第23条）の規定がある。
- ただし、同法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、これらの制限は適用除外とされている。
- 国が作成したガイドラインには、個人情報の利用制限の例外について記載されているが、地域住民やライフライン事業者などの関係機関が躊躇することなく安心して通報できるような具体的な事例が記載されていない。
- 地域住民やライフライン事業者などの関係機関が居住者の異変を発見し生命の危険が予見される場合には、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供できることを具体的にガイドライン上で示す必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地域住民やライフライン事業者などの関係機関が、居住者の異変を発見し生命の危険が予見される場合には個人情報の提供制限の例外となることをガイドラインに事例として明記し、地域住民やライフライン事業者などの関係機関が自治体への通報をしやすくする環境づくりを更に進めること。

2 生活福祉資金相談体制整備の維持

【厚生労働省】

生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

◆現状・課題

- ・ 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的としている。
- ・ 実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付けから償還終了まで制度を運営している。
- ・ 平成 21 年 10 月に、厳しい経済雇用情勢に伴う失業者等の増加に対応するため、新たに総合支援資金が創設された。
- ・ 本県では、制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して、事業の実施に要する経費を補助している。
- ・ 平成 26 年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して 74,954 千円、国の交付金により創設された緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として 245,560 千円、合計で 320,514 千円の補助金を交付している。
- ・ 平成 27 年度は、国の補助制度が変更され、厚生労働大臣が認めた額となっていた補助基準額から、新たに貸付件数等に基づき補助金額が決定されることになった。
- ・ これによると、本県の補助基準額は 48,012 千円となるが、平成 27 年度は、経過措置による個別協議により、本県での所要額である 97,561 千円が確保された。
- ・ また、平成 28 年度の補助基準額は 45,256 千円となるが、経過措置により、本県での補助基準額は 60,712 千円となる見込みである。
- ・ また、平成 26 年度で市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度が廃止となったが、平成 27 年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に使用することが可能となった。
- ・ ただし、この貸付原資の取崩しを行う取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- ・ 生活福祉資金の貸付件数は年々減少しているが、貸付後の償還期間が 20 年のものもあり、貸付後も長期にわたり多くの借入者の自立や償還のため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が相談支援を続けていく必要がある。
- ・ しかし、平成 28 年度以降、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の相談体制の維持のための財源が担保されていない。

◆参考 国庫補助額の推移

(1) 県社会福祉協議会の人件費及び事務費、民生委員実費弁償費

【平成 26 年度】

補助金額	113,811 千円
(財源)	
①セーフティネット支援対策等事業費補助金	74,954 千円
(国 1/2、県 1/2)	
②緊急雇用創出事業臨時特例基金	38,857 千円
(国 10/10)	



【平成 27 年度】

a 補助基準額	48,012 千円
b 経過措置による加算	49,549 千円
↓	
補助金額 (a + b)	97,561 千円
(財源)	
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(国 1/2、県 1/2)



【平成 28 年度】

a 補助基準額	45,256 千円
b 経過措置による加算	15,456 千円
↓	
補助金額 (a + b)	60,712 千円
(財源)	
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(国 1/2、県 1/2)

(2) 市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

【平成 26 年度】

補助金額	206,703 千円
(財源)	
緊急雇用創出事業臨時特例基金	(国 10/10)



【平成 27 年度】

補助金額	103,351 千円
(財源)	
生活福祉資金原資	
平成 26 年度実績相当額の 1/2 を目安に、平成 25 年度償還金収入実績額の 3 割まで	



【平成 28 年度】

補助金額	103,189 千円
(財源)	
生活福祉資金原資	
平成 26 年度償還金収入実績額の 3 割まで	

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 全国共通の生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

■ 多文化共生と国際交流・協力の推進

【外務省】

県担当課：国際課

旅券の不正取得が増加していることへの対応や事故防止の観点から、審査の強化が求められている。また、本県は、市町村への申請・交付事務の権限移譲が進み、研修及び審査体制の充実も課題となっている。

こうした都道府県の事務の増大に対応した、経費に見合う財源措置が必要である。

1 旅券発給手数料の国と県の配分割合の見直し

【外務省】

旅券事務を遂行する上で、旅券発給手数料の国と県との配分割合を見直し、県に対して実態に則した十分な財源を措置すること。

◆現状・課題

- 本県では、旅券事務の市町村移譲が進んでおり、移譲市町村に対して、その事務量に見合った交付金を支払う必要がある。

○旅券手数料額

申請の種類	国	県
新規・切替発給申請（10年間有効）	14,000円	2,000円
新規・切替発給申請（5年間有効：12歳以上）	9,000円	2,000円
新規・切替発給申請（5年間有効：12歳未満）	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券発給申請（変更前有効期間と同じ）	4,000円	2,000円
査証欄増補申請	2,000円	500円
限定旅券の新規発給申請	4,000円	2,000円
限定旅券の渡航先追加申請	1,300円	300円

◆提案・要望の具体的内容

- 旅券発給手数料の国と県との配分方法を見直し、県に対して実態に即した十分な財源措置を図ること。

◆参考

○県パスポートセンターのサービス拡充

- 平成11年：日曜交付の開始／平成17年：交付時間の延長（火・木 19:30まで）

○県内における旅券事務の市町村への移譲状況

- 平成27年度末権限移譲先 56市町村に権限移譲
- 平成28年度 移譲予定：3市 ⇒ 移譲率 93.6%（59市町村／63市町村）

■ 人権の尊重

【内閣官房、外務省】

県担当課：社会福祉課

平成 26 年 5 月の日朝実務者協議において、北朝鮮は拉致の疑いが排除されない行方不明者も含めた全ての日本人の再調査の合意をしたが、平成 28 年 2 月に一方的に再調査の中止を表明した。

本県出身の拉致被害者田口八重子さんをはじめ、警察が拉致被害者と断定している者や拉致の可能性を排除できない特定失踪者など、多数の方々の存否がまだ確認されていない。

1 日本人拉致問題の早期解決

【内閣官房、外務省】

全ての拉致被害者等の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

また、特定失踪者について徹底した調査、確認を行い、拉致が確認され次第、被害者として認定すること。

さらに、拉致被害者の帰国が実現した場合の帰国者の生活再建に十分な対応をすること。

◆現状・課題

- 平成 14 年 9 月の日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認めてから、10 年以上経過しているが、その間平成 16 年までに拉致被害者 5 人と家族 8 人が帰国して以降は新たな帰国者はない。
- 本県関係の拉致被害者及び特定失踪者 15 名に関しても、いまだに明確な情報が得られていない。
- 平成 27 年 12 月に国連総会で北朝鮮の拉致等の人権侵害に対して国際刑事裁判所に付託する決議が昨年引き続いて採択されるなど、国際的な関心も高まっている。
- 平成 26 年 5 月の日朝実務者協議で、北朝鮮は拉致の疑いが排除されない行方不明者も含めた全ての日本人の再調査を約束し、7 月には調査委員会を設置したが、平成 28 年 2 月に再調査の中止と調査委員会の解体を一方的に表明した。

◆提案・要望の具体的内容

- 拉致問題の解決に向けて、関係諸国や国際機関等と緊密に連携しながら、北朝鮮の行動を促す圧力となる方策を検討し、拉致被害者及び特定失踪者の生存確認及び早期帰国を実現させること。
- 北朝鮮との協議に当たっては、北朝鮮側のペースで進むことなく、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を維持しつつ、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で交渉を行うこと。
- 拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、特定失踪者等北朝鮮による拉致の疑いのある方々についての調査・事実確認を徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として速やかに認定すること。
- 地方自治体と生存者に関する情報等の共有を図るとともに、帰国が実現した場合には帰国者の生活再建に十分な対応をすること。